

# 感動県政 あさのめ 新聞

## 埼玉県議会活動報告 2016.01.10 vol. 47

発行 埼玉県議会 民主党・無所属の会 さいたま市浦和区支部 〒330-0043 さいたま市浦和区大東1-11-1-501



昨年4月、  
3期目をトップ

### 当選

で果たしました



| 県議 南9区 さいたま市浦和区 第11区 |       |        |
|----------------------|-------|--------|
| 当                    | 浅野目義英 | 18,202 |
| 出                    | 荒川 岩雄 | 16,040 |
| 出                    | 小林 司  | 10,879 |
| 出                    | 阿部 健仁 | 1,896  |



### 駅頭から 県政報告



### 県政報告会

は  
11回目を  
行いました

昨年、11月22日  
浦和ロイヤル  
パインズホテル



明けましておめでとうございます。  
本年もどうぞ宜しくお願い申し上げます。

埼玉県議会 民主党・無所属の会 浦和区支部（あさのめ事務所）〒330-0043 さいたま市浦和区大東1-11-1-501

TEL048-883-6560 FAX048-881-0527 e-mail: yasanome@gikai.pref.saitama.jp

[www.asanome.com](http://www.asanome.com) 【浅野目義英】  
【埼玉県議会議員浅野目義英】



ホームページリニューアル  
ぜひ、  
ご覧ください  
**完成！**



## 埼玉県議会自民党

どこまでも止まらない

## 知事への不毛なバトル

## ●新たな森設備事業

「みどりの再生」を設備する事業。平成25年2月予算案可決。しかし同年9月自民党が「重大な瑕疵（＝欠点）」があるとして「停止を求める決議」を提出。1年3ヶ月同事業はストップした。

## ●県立小児医療センター

さいたま市岩槻区にある県立小児医療センターを、さいたま新都心へ移転させる事業。平成26年2月知事提出予算案を修正したものを自民可決。同年4月改めて知事が原案と同額の予算案を提出。自民今度は賛成。2ヶ月事業がストップ。

## ●埼玉県教育振興基本計画

平成26年～30年迄の5年間の基本計画。平成26年2月、自民「慎重に審議を」と継続審議を求める。同年6月可決。3ヶ月間同計画の空白期間を生じる。

費用弁償（県議の交通費）を  
実費支給にさえ変えられない一方、  
議会改革進まず

県議会で、議員の交通費などにあたる「費用弁償」の支給を現状の「定額」から「実費」に変更するかどうかの議論が停滞している。他府県では、定額は過剰支給を招いているとして実費に切り替える機運が高まっているが、埼玉県議会では結論が先延ばしされそう。

今回の定例会では、無所属県民会議が2日に実費への切り替えを盛り込んだ条例改正を提案したが、6日の常任委員会で「議員の処遇について限られた時間で結論を出すことは困難」とする最大会派・自民党県議団などの賛同を得られず、10日の本会議では採決されないまま、継続審査となる見通し。県民会議側は、

## 交通費の実費化 先送り

県議会 自民賛同せず “継続審査”

採決を見送った自民などに「定額支給に疑問を持つ県民の声に耳を傾けない議会運営を憂慮する」と反発している。

県議会事務局によると、費用弁償は議員が本会議や委員会に出席する度、自宅から議会までの距離に応じて3段階の金額（1日あたり6000円、8100円、1万2000円）が支給される。2013年度の平均出席日数を基に試算すると、実費だと定額より約3901万円削減できるといふ。費用弁償を巡っては、全国の都道府県議会でも定額支給の取りやめが進んでおり、6月現在、11府県が実費支給にしたり、廃止を決めたりしている。【和田浩幸】

費用弁償実費案  
県議会委が否決

県議会総務県民生活委員会8日、議員が議会に出席した際に交通費などとして支払われる「費用弁償」を、定額から実費に改める条例改正案を賛成少数で否決した。民主党・無所属の会、無所属県民会議など5会派が賛成したが、単独過半数を占める自民党が反対した。15日の本会議でも否決される見通し。

読売新聞 H27. 10. 9

県議が議会に出席する折に、交通費として支払われる「費用弁償」。実費よりはるかに割高になっており、実費に変える議論が進められている。

しかし、自民のみの反対でこのようなことさえ実現されず、埼玉県議会改革は進捗に困難が浮きぼりになっている。

|           | 平成2年6.20～ | 平成21年4.1～ |
|-----------|-----------|-----------|
| 招集地居住者    | 11,700円   | —         |
| 0～10 km未満 | —         | 6,000円    |
| 50 km未満   | 13,800円   | 8,100円    |
| 50 km以上   | 15,900円   | 10,200円   |
| 75 km以上   | 18,700円   | —         |

議員費用弁償について